

## 個人情報保護制度に係る解釈

### 1 個人情報保護法（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）の概要

#### (1) 目的

「プライバシーの権利」について規定した法律ではなく、個人情報の適正な取扱いに関する基本理念及び政府による基本方針、施策の基本事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることによって、個人情報の有用性に配慮し、個人の権利利益を保護する。

#### (2) 対象者

個人情報取扱事業者（5,000 件以上の個人情報を個人情報データベース等として所持し事業に用いている事業者）。営利法人だけでなく非営利法人、個人事業者も該当。

#### (3) 対象情報

個人情報データベース等に含まれる個人情報のみ。

##### ※個人情報

- ・生存する個人（外国人も含む）の情報で特定の個人を識別できる情報。  
注）他の情報と照合によって特定の個人を識別することができる情報も含む。

##### ※個人情報データベース等

- ・個人情報を含む、コンピュータ等で容易に検索できるデータベース
- ・目次や索引等によって体系的に整理された紙のデータベース等

##### ※保有個人データ

- ・個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データ。

##### ※対象とならないもの

- 例）・店頭での呼出しアナウンスなどの音声、メモ書き、人の記憶など
- ・未整理の紙のデータ等
- ・市販の電話帳やカーナビの住所情報等

#### (4) 国及び地方公共団体の責務

- ①国 個人情報の適正な取扱いを行うための総合的施策の策定と実施
- ②地方公共団体 地方公共団体の特性に応じた施策の策定及び実施 ⇒札幌市条例

#### (5) 個人情報取扱事業者の義務等

- ①利用目的の特定
- ②利用目的、第三者への提供の制限・・・本人の同意を得ない行為の禁止
- ③個人情報の不正な取得禁止
- ④所得に際しての本人への利用目的の通知
- ⑤データ内容の正確性の確保、安全管理等
- ⑥保有個人データの公表・・・本人の知り得る状態の確保、本人からの開示要求への対応

##### ※罰則等 ①個人情報取扱事業者となれない欠格条項

- ②罰金刑（主務大臣の措置に従わない等の適切な対処を行わなかった場合）

### 2 札幌市個人情報保護条例（平成 16 年 10 月 4 日条例第 35 号）の概要

#### (1) 目的

札幌市が取扱う個人情報の保護、適正な取扱いの必要事項を定め、市が保有する個人情報

報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を保障することによって、個人の権利利益の保護と市政の適正な運営を目指す。

## (2) 対象者

実施機関（市長・各委員会・公営企業管理者・消防長・議会・地方独立行政法人）

## (3) 対象情報

個人情報（生存する個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの）

## (4) 実施機関の責務等

個人情報の適正な取り扱いの確保

- ・市長への届出
- ・本人からの適法公正な収集
- ・利用、提供の制限
- ・本人等の権利利益の保全
- ・電子計算機の結合による提供の制限
- ・個人情報の適正な管理

## (5) 開示請求に対する事務規定（非開示規定、部分開示、裁量開示の規定あり）

## (6) 市民・事業者の権利・責務

- ①個人情報の訂正請求権      ②個人情報の利用停止請求権      ③本市施策への協力

## 3 アセス図書等に関する個人情報保護法の解釈

該当の可能性のある事項	法・条例の解釈
事業者の資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法の個人情報取扱い事業者であれば、法に基づく対応。</li> <li>・札幌市の部局であれば、市条例に基づく対応。</li> <li>・国、地方公共団体、独立行政法人等は法の対象とはならないが、個人情報の保護に関しては率先して取り組むことが求められる。</li> </ul>
環境影響評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>個人宅名については、既に市販されている地図情報の書籍、電子地図データに掲載されているものは個人情報には該当しない。</u></li> <li>・<u>事業所名（法人情報の場合が多い）も、特定の役員の情報が特定される形では通常は記載されず、個人情報には該当しない。</u></li> <li>・判断が難しい場合は「A氏宅、B事業所」等の表記で対応可能である。</li> </ul>
価値図書等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>専門家等の助言を受けた時は、その専門分野や所属機関等の属性について図書に記載することになっている（法配慮書ガイド、条例技術指針）が、この情報だけでは専門家等本人が特定できない場合が多く、個人情報とは言えない。</u></li> <li>・<u>専門家等本人が氏名・所属等の公表を同意した場合はこの限りでない。</u></li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・論文・文献等については、既に公表されているものであり、引用を適切に明記すれば支障ない（著作権法）。</li> <li>・<u>著者自身自身の情報についても、著作物の著者プロフィール等で自ら開示している場合には、保護される対象から除かれている。</u></li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見提出者の氏名は、従来から、見解書の作成時に意見欄の概要の欄には記載されないか、本文中にあれば伏字とすることが慣例となっていることから、<u>個人が特定されるまでには至らない。</u></li> </ul>